

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和50年6月を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月5日から46年9月5日まで
② 昭和46年9月5日から52年1月26日まで

年金事務所の記録では、私のA社（現在は、B社）における年金記録が、昭和46年9月5日から52年1月26日までの期間となっているが、私は、同社の給料明細書（44年12月から45年8月までの各月、46年2月及び同年9月の分）を所持しており、当該給料明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。同社には44年9月5日から52年1月26日までの期間、継続して勤務しているため、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

また、申立期間②に係るA社における標準報酬月額と実際の給与額に相違があるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和50年6月の標準報酬月額については、

申立人から提出された給料明細書における報酬月額から 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 46 年 9 月から 50 年 5 月までの期間、同年 7 月から 51 年 6 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間については、おおむねオンライン記録上の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和 51 年 7 月については、厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①について、申立人は、「A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 46 年 9 月 5 日となっているが、同社には、44 年 9 月 5 日から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社から提出された退職金計算書において、申立人の入社年月日は「昭和 46 年 9 月 5 日」と記載されている上、47 年 10 月支払の賃金計算資料における申立人の勤務年数は「1.1」と記載されており、当該記載は、46 年 9 月入社から 47 年 10 月までの 1 年 1 か月の勤続年数を表していると考えられる。

また、A社入社前に申立人が勤務していたC社D支店における申立人の厚生年金保険被保険者記録が、昭和 38 年 7 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの期間となっているところ、同社同支店における同僚は、「私が同社同支店に赴任した 45 年 4 月において、申立人は同社同支店において勤務していた。」と供述している上、申立人のE厚生年金基金の組合員資格喪失日は、46 年 4 月 1 日となっているとともに、雇用保険被保険者記録における離職日も、同年 3 月 31 日となっていることが確認できる。

さらに、昭和 44 年 10 月 27 日、同年 10 月 29 日、45 年 11 月 1 日にA社に入社したとする 3 人の同僚は、「申立人は自分よりも後から勤務するようになった。」旨供述している上、申立人の同社における雇用保険被保険者資格

取得日は、46年9月5日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と符合する。

一方、申立人から提出されたA社における給料明細書のうち、昭和44年12月から45年8月までの各月、46年2月、同年9月、47年6月及び同年8月の分のものであると申立人が主張する給料明細書については、同社から提出された給与計算表及び同社の申立期間当時の事務担当者の供述から判断すると、それぞれ、46年12月から47年8月までの各月、48年2月、47年9月、48年6月及び同年7月の分の給料明細書であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

平成19年6月15日にA社から支給された賞与について、賞与支払明細書上では厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が消滅時効成立前に賞与支払届を提出しておらず、厚生年金保険被保険者記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月15日にA社から申立人に支給された賞与について、申立人から提出された賞与支払明細書及び同社から提出された平成19年分賃金台帳により、申立人は、標準賞与額(48万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行い、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付していないとすることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から同年 12 月まで
② 昭和 41 年 2 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①については事業所Aにおいて、申立期間②についてはB社において、それぞれ厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所Aにおける申立人の勤務期間の特定はできないものの、申立人の同事業所における勤務内容及び同僚の名前に関する記憶が詳細なことから、申立人が、同事業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時の社会保険事務担当者は、「力仕事ですぐに辞めてしまう人が多く、厚生年金保険にすぐには加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同世代の複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、事業所Aは、平成 12 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同事業所における申立期間①の勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない上、申立期間①当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、供述を得られた同僚 6 人も申立人を記憶していないことから、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、申立期間①における事業所Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号の欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人のB社における勤務内容に関する記憶が詳細なことから、申立人が同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②当時、B社において、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、供述を得られた複数の同僚は、「同社では厚生年金保険に加入していない人がいた。」、「厚生年金保険に加入している人は、事務職や現場監督などの一部の人だった。」旨供述している。

また、B社は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における申立期間②の勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立期間②におけるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号の欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 809

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年9月まで

私のA社における昭和45年10月から46年9月までの1年間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違している。給与が減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を6万円に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間以前の標準報酬月額6万円から3万9,000円に下がっていることについて、申立人は、「申立期間において、勤務形態に変化は無く、支給されていた給与が、従前の額より減額されていた記憶は無い。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和59年7月31日に解散しており、申立てに係る賃金台帳等の関連資料は保管されていないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認できない上、申立期間当時の同社の経理及び社会保険の事務担当者は既に死亡していることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に関する供述を得ることができない。

また、A社に勤務していた申立人の親族の供述及び商業登記簿謄本によると、同社は、申立人の親族が経営していたことが確認できるところ、申立期間における、申立人を含む厚生年金保険被保険者5人の標準報酬月額の推移を見ると、共に申立人の親族である同社の役員と従業員の2人についても申立人と同様、申立期間当時に標準報酬月額が下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが実際の給与額よりも低額に届けられている状況は見られない上、

同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡及して記録訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において、A社の取締役であったことが確認でき、申立期間において同社での厚生年金保険被保険者記録の確認できる申立人の妻は、「登記簿上は、申立人の実父が代表取締役であったが、同社の経営権を有していたのは申立人であった。」としている上、同僚も、「申立人が実質的に経営していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は同法第1条第1項ただし書に該当する立場にあったと認められる。

これらのことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、仮に申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間においては、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月頃から 46 年 4 月 1 日まで

私は、A試験場で昭和 44 年 8 月頃から臨時職員として継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは 46 年 4 月 1 日となっている。しかし、採用されてから退職するまでの間、雇用形態は全く変わっていないことから、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA試験場に係る厚生年金保険被保険者となった、昭和 46 年 4 月 1 日に同試験場に採用された同僚は、「申立人は、私より先に同試験場に勤務していた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同年 4 月 1 日以前から同試験場で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同様に臨時職員としてA試験場で勤務していた同僚 3 人は、「昭和 39 年 8 月頃から同試験場で勤務していたが、厚生年金保険被保険者となったのは 46 年 4 月 1 日からである。それまでの期間、健康保険については夫の被扶養者となっていた。」、「38 年 6 月頃から同試験場で勤務していたが、厚生年金保険被保険者となったのは 43 年 5 月 1 日からである。それまでの期間、国民健康保険に加入していた。」、「45 年の夏頃から同試験場で勤務していたが、厚生年金保険被保険者となったのは 46 年 4 月 1 日からである。それまでの期間、国民健康保険に加入していた。」と、それぞれ供述していることから、申立期間当時、同試験場では、臨時職員に係る厚生年金保険の加入手続を採用と同時に行っていなかったことがうかがえる上、前述の同僚 3 人は、「同保険に加入するまでの間、事業主により給与から保険料が控除されることは無かった。」旨供述している。

また、前述の同僚3人のうち2人のA試験場に係る雇用保険被保険者資格取得日は、それぞれ同試験場での厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できるところ、申立人についても雇用保険被保険者資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

さらに、A試験場総務課の事務担当者は、「臨時職員の厚生年金保険の手続は同試験場で行っていたが、申立期間当時の資料は無く、当時のことを知っている職員がいないことから、臨時職員が同保険に加入する基準については分からない。」とし、同試験場を管轄しているB県のC課の事務担当者は、「申立期間当時の資料が無いことから、A試験場で勤務していた臨時職員が厚生年金保険に加入する時期については分からないが、同保険に加入していない臨時職員の給与から保険料を控除することは考え難い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。